

事 務 連 絡
平成21年8月27日

各都道府県衛生主管部（局）
感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の改正（予定）について

平素より、感染症対策につきまして、ご尽力いただきありがとうございます。

さて、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、本格的な流行が既に始まりつつある状況にあると考えられております。

今般、一般医療機関が行う感染症患者の陰圧病床の整備及び外来における院内感染防止のための設備整備に対して別添案のとおり新たに国庫補助の対象とすることとし、補助要綱の改正の手続きを進めているところであります。

つきましては、各都道府県におかれましては、医療体制の整備のため、関係機関に対する周知及び必要な財政措置等の準備方よろしくお願いいたします。

なお、補助要綱の改正手続きが済み次第、早急にご連絡を差し上げたいと考えております。

照会先

厚生労働省健康局結核感染症課

*感染症外来協力医療機関担当

管理係 磯崎、鈴木（内2382）

*新型インフルエンザ患者入院医療機関担当

特定感染症係 渡邊、伊藤（内2379、2386）

T E L 03-5253-1111 F A X 03-3581-6251

(別添)

(案)

1. 保健衛生施設等設備整備費補助金

(1) 設備整備事業に「感染症外来協力医療機関」を追加し、下記を対象設備とする。

○対象設備

- ・クリーンパーテーション 200,000 円
- ・パッケージ型排気 HEPA ユニット 880,000 円
- ・个人防护具 3,550 円

○補助率：1 / 2

○補助先：直接補助 都道府県

間接補助 都道府県（市町村、医療機関）

(2) 新型インフルエンザ患者入院医療機関設備（人工呼吸器、个人防护具）
に下記を追加する。

○対象設備

- ・初度設備費 130,000 円
- ・簡易陰圧装置 4,200,000 円
- ・簡易ベッド 50,000 円

○補助率：1 / 2

○補助先：直接補助 都道府県

間接補助 都道府県（市町村、医療機関）

2. 保健衛生施設等施設整備費補助金

(1) 施設整備事業に「新型インフルエンザ患者入院医療機関」を追加する。

○基準額、対象経費及び基準面積については、第二種感染症指定医療機関
と同様

○補助率：1 / 2

○補助先：直接補助 都道府県

間接補助 都道府県（市町村、医療機関）